

平成28年6月10日

九州地方整備局

川内川河川事務所

## 川内川水系における想定最大規模の降雨による 浸水想定区域等の公表について

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携してハード・ソフト一体となった減災の取組を進めているところです。

平成27年5月に水防法が改正され、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域等を見直し、本日公表します。

平成27年度の水防法改正を踏まえ、これまでの洪水浸水想定区域<sup>\*1</sup>を見直し、公表します。洪水浸水想定区域等をご覧になるには、川内川河川事務所調査課において縦覧しているほか、事務所のホームページで公表しておりますのでご参照ください。

【川内川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/bousai/kouhyou/soutei.pdf>】

【本川・支川毎 <http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/bousai/kouhyou/index.html>】

### ◇今回、公表

- ・洪水浸水想定区域図（想定最大規模、計画規模）
- ・洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）
- ・洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：氾濫流・河岸侵食）

### 【効果】

今回の公表では、想定し得る最大規模の洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域<sup>\*2</sup>も公表しています。

#### ※1 洪水浸水想定区域図とは

水防法第14条第1項の規定により、対象とする河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。平成27年水防法改正では、洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の河川整備の基本となる計画降雨から想定最大規模の降雨に変更しました。

#### ※2 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

一定の条件下において、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

○発表記者クラブ：川内記者クラブ、えびの市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 TEL 0996-22-3271(代表)

技術副所長 中村 星剛 (内線:204)

調査課長 安部 剛 (内線:351)